

岩国市における建築基準法第12条第3項の規定により定期報告が必要な特定建築設備および報告時期

防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。）

	対 象 (注1)	報告時期
(1)	建築基準法施行令第16条で定める建築物に設けられる防火設備	
(2)	<p>以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡を超える建築物に設けられる防火設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） ○ 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。） ○ 寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。） ○ 就寝用途の児童福祉施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・ 助産所 ・ 盲導犬訓練施設 ・ 救護施設、更生施設 ・ 老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。） その他これに類するもの(注2) ・ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・ 母子保健施設 ・ 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所(注3) 	<p>毎年4月1日 から 翌年3月31日 まで、1年ごと</p> <p>(注4) (注5) (注6)</p>
(3)	岩国市建築基準法施行細則第11条に基づき指定する建築物に設けられる防火設備	

(注1) 外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。

(注2) 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。

(注3) 利用者の就寝の用に供するものに限る。

(注4) 前回の報告日から起算して1年を経過する日がある場合には、属する月の末日が提出期限となる。

(注5) 第1回目の報告については、次のとおり経過措置がある。

① 平成28年6月1日に現に存するもの 平成29年4月1日から平成31年3月31日までに第1回目の報告

② 平成28年6月1日から平成29年3月31日までの間に検査済証の交付を受けたもの 平成29年4月1日から平成31年3月31日までに第1回目の報告

③ 平成29年4月1日から平成29年5月31日までの間に検査済証の交付を受けたもの 平成31年4月1日から平成31年5月31日までに第1回目の報告

④ 平成29年6月1日以降に検査済証の交付を受けたもの 経過措置の対象外

(注6) 対象防火設備が設置されている建築物について、新築または改築工事の検査済証の交付を受けたときは、その建築物の検査済証交付直後の報告時期のみ免除される。